

市議会に対する要望・提言等（特記事項）への回答

【質 疑】（男鹿中地区）

議会報告会資料を事前に配付することはできないか。

【回 答】

男鹿市議会報告会実施要綱において、「当初予算成立後、おおむね 3 か月以内に報告会を開催する」ことが定められております。

今年度は市長改選期に当たることから、「当初予算」が義務的経費を中心とした骨格予算として編成され、その肉付けとして、政策的経費を盛り込んだ「補正予算」案が 6 月定例会に提案され、審議の結果、最終日に可決しました。

そのため、6 月定例会議決後の関連事業を報告会資料に反映させていただいたところであり、事前の資料配付に時間的猶予がなく、結果、当日配付することとなったものであります。

来年度は議員改選期に当たり、8 月上旬の開催を予定しておりますが、報告会資料の内容を精査するとともに、地域コミュニティセンターへ事前に資料を配置するなど、出席を予定している地域の皆様の手に行き届く方策を検討してまいります。

【質 疑】（男鹿中地区）

議会報告会を年 2 回の開催にできないか。

【回 答】

男鹿市議会報告会実施要綱において、「毎年 1 回の開催」が定められているところでありますが、一つの貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

市民の多様な意見を把握し、政策形成に向けて適切に反映できるよう、市民参加の機会拡充に努めていくためには、若年・現役世代の参加状況が低く参加者の固定化等の課題がある現状において、報告会の開催方法や内容を幅広く検証・議論していく余地があると認識しております。

他市町村では、「報告会」から「懇談会や意見交換会」に手法を移行しているほか、テーマを絞った上でワークショップといった「グループワーク手法」を用いている事例も散見されます。このような先進事例等を参考にしながら、より具体的な政策議論やアイデア出しの場となるよう、議会報告会の在り方を研究してまいり

ます。

【質 疑】（船川地区）

市議会のライブ中継について、県内１３市のうち、実施していないのは男鹿市だけである。ライブ中継は有効な情報提供の手法だと思うが、男鹿市議会ではライブ中継を実施しないのか。

【回 答】

ライブ中継については、令和６年１月から「議会中継検討メンバー」を中心に、技術的・予算的な面を含めた導入方法について、調査及び検討を進めてきております。

ライブ中継導入については、議会の透明性を高め、市民の皆様の関心や理解を深める有効な手段であると考えておりますので、他市の導入事例や運用状況を参考にしながら実施に向けて進めてまいります。

【質 疑】（脇本地区）

男鹿市から様々な給付金や補助金を出しているが、議員の中で検証はしているのか。

【回 答】

市当局とは、各常任委員会や予算特別委員会等で議論を交わしており、様々な給付金や補助金について検証をしております。

また、議会選出監査委員により、給付金や補助金の内容や効果等については、定期監査等で様々な角度から検証を行っております。

【質 疑】（船越地区）

各地区、町内会における課題、及びその解決策を共有する場として、議会報告会以外に、年に何度か地域の議員と住民が対話する機会を設けていただきたい。

【回 答】

議会では、年１回、各地区において議会報告会を開催し、議会活動や議案等の審議に関する報告をするとともに、地域の課題や市政全般に係る意見交換を実施しております。

また、議員の活動原則は、「市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をする。」であり、各議員も日頃から地域の課題や多様な意見の把握に努めているところであります。

市民一人ひとりの声、地域の課題や要望を政策に反映させることが、よりよい地

域づくりにつながると認識しており、そのためには地域の方々との対話はお互いの信頼関係を深め、共に課題解決に取り組む方策と考えておりますので、各地区の状況に応じた意見交換の場の設置、また、一過性ではなく、継続的な取組としての位置づけなどを研究してまいります。

【質 疑】（五里合地区）

議会報告会で出された意見・要望等の回答をホームページ等で公表するとともに、公表時期を議会報告会で周知していただきたい。

【回 答】

議会報告会は議会活動の報告、及び地域の課題や市政全般に係る意見交換の場であり、市民の声を聞く貴重な機会と捉えております。なお、議会及び市当局への意見・要望等については、地域課題やニーズの把握によって、今後の政策形成や市政運営の参考になるとともに、市民が市政や地域課題に関心を持ち、理解を深める機会になっており、市民への情報提供や説明責任があると認識しております。

意見・要望等の議会に対する事項については、地域へ回答するとともに、議会ホームページで公表してまいります。

また、市政に対する事項については、市当局に対し、回答の公表を促してまいります。

【質 疑】（五里合地区）

公費を使用した議員の研修・視察等の出張報告をホームページ等で公表していただきたい。

【回 答】

公費を用いた議員の研修、視察等としては、常任委員会、特別委員会の行政視察、及び各議員の政務活動費等が想定されます。

行政視察は、先進自治体の取組を学び、本市の施策立案等に反映させる重要な活動であり、また、政務活動費は、議員や会派に対して、調査研究その他の活動に必要な経費の一部として自治体から交付される交付金であり、議会の透明性や信頼性確保の面からも情報公開の必要性を認識しております。

本市議会では、これまで「政務活動費科目別収支報告一覧」として、各議員の政務活動費の支出額を公表しておりますが、行政視察や政務活動費を活用した研修、視察等の内容については、公表に至っておりません。

議会活動の公表は、活動実態の把握、議会への理解、関心へつながるとともに、行政監視機能の効果も期待されることから、他市の事例を参考に公表してまいります。